

# ミツヒロニュース



最近の学生は、賃金が高くて忙しく面倒という理由で、コンビニエンスストアやファストフード店でのアルバイトを敬遠するそうです。コンビニでは、各種チケットの発行や宅配便の受付などあらゆる手続が行われ、利用者には便利になりましたが、先の理由で人材不足が現れています。見方を変えれば、求人側の企業としては、そこで頑張っている人材を採用すべきではないでしょうか。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇「申告書の自主点検と税務上の自主監査」のおすすめ
- ◇源泉徴収税額表での甲欄、乙欄、丙欄に注意!
- ◇イザというとき慌てない税務調査の基礎知識(43)「交際費の基準」
- ◇お知らせ 年末調整の季節が来ます
- ◇あとがき ドッグラン☆デビュー

## 「申告書の自主点検と税務上の自主監査」のおすすめ

平成 27 年 3 月に国税庁は、国税局調査課所管法人の皆様が申告書を提出される前に、申告書の自主点検や税務上の観点からの自主監査を行う際にご活用いただくための確認表を作成して、発表しました。

この確認表は、国税当局における申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいとされる事項が表形式でまとめられており、納税者が各事項を確認しながら適否をチェックすることができます。

確認表については、皆様の適正申告の一助となればとの趣旨で提供されるものですので、申告書に添付する必要はありません。

### 1. 2 種類の確認表を作成

国税庁が作成した確認表は 2 種類。うち「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」については解説も併せて公表されています。

#### (1) 申告書確認表

提出直前の申告書に誤りがないか自主点検をする際に活用するもの。別表ごとに誤りやすい事項についてチェックします。単体法人用のほか、連結申告用・個別帰属額届出用の確認表もあります。

#### 《単体法人用の確認内容》

「国際関係（外税控除、外国子会社配当益金不算入、外国子会社合算税制）」が 20 項目程度

「受取配当益金不算入関係」が 10 項目程度

「特別控除・圧縮記帳関係」が 15 項目程度

「役員賞与・同族判定関係」が 10 項目程度

「消費税関係」が 10 項目程度、「その他」が 25 項目程度

【週刊 税のしるべ H27.3.9 より】

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : [info@office-m.co.jp](mailto:info@office-m.co.jp)

〔例1〕

	項目	確認内容
P / L ・ B / S ・ 勘定科目の内訳明細	評価損等	有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。
	役員給与の 損金不算入	役員報酬手当等及び人件費の内訳書の「事前確定届出給与」欄の金額は、届出書に記載した金額と一致していますか。
		利益連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社に該当していますか。
		役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び利益連動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していますか。
	特別損失 雑損失等	税務上使用人兼務役員にならない役員（専務取締役、常務取締役、監査役等）に対する給与の額を、役員報酬手当等及び人件費の内訳書の「使用人職務分」欄に記載していませんか（その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。）。
	役員報酬手当等及び人件費の内訳書の「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位（部長、工場長等）を、「役職名担当業務」欄に記載していますか。	
	損金の額に算入されない租税公課、罰料金等の額を別表四で加算していますか。	

(2)大規模法人における税務上の要注意項目確認表

申告書を作成する前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れの自主監査に活用するものです。税務に関する社内の体制・手続の整備状況のほか、貸借対照表・損益計算書の主要勘定科目ごとに誤りやすい事項について確認する内容となっています。

《確認内容》

- 「損益計算書関係（売上、売上原価、売上割戻し、仕入割戻し、使途秘匿金、移転価格など）」などが 25 項目程度
  - 「貸借対照表関係（棚卸資産、繰延資産、固定資産、前払費用など）」が 15 項目程度
  - 「消費税関係」が 15 項目程度
- 【週刊 税のしるべ H27.3.9 より】

〔例2〕

項目	確認内容
交際費等	福利厚生費等の中に、役員や従業員の接待等のための支出が含まれていませんか。
	売上割戻し等の中に、得意先に物品を交付するための費用や得意先を旅行等に招待するための費用が含まれていませんか。
	雑費等の中に、新規店舗等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るための支出が含まれていませんか。
	専ら役員や従業員の接待等のために支出した飲食費について、一人当たり 5,000 円以下であるとして交際費等から除いていませんか。
寄附金	棚卸資産又は固定資産の取得価額に交際費等が含まれていませんか。
	前事業年度以前に仮払金とした寄附金を当事業年度の損金としていませんか。また、事業年度末において未払となっている寄附金を当事業年度の損金としていませんか。
	寄附金の中に役員等が個人として負担すべきものが含まれていませんか。
	子会社や取引先に対して合理的な理由がないにもかかわらず、無償もしくは通常より低い利率での金銭の貸付け又は債権放棄等を行っていませんか。

2. 中小企業でも活用を

国税当局は、企業の社会的責任への要請等からコンプライアンスに対する意識が高い法人の自主性を後押しし、効率的に税務コンプライアンスの維持・向上を図っていくことが、納税者における税務上のリスクの軽減のほか、国税当局にとっても事務の効率化に繋がるものと期待して、今般、確認表を作成し、その活用を促すこととしたものです。

中小企業でも、この確認表を利用して、申告することにより税務の信頼性が増し、適正な申告が図れるのでは、と思います。また、その結果、税務調査対象からも外れることになるのではないのでしょうか。

是非、ご活用頂ければと思います。

— 確認表の掲載場所 —

国税庁ホームページ> 申告・納税手続> 法人税> 申告手続に係る各種参考情報> 「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）

# 源泉徴収税額表での甲欄、乙欄、丙欄に注意！

会社が従業員に給与や賞与を支払う際、給与等から源泉所得税を源泉徴収しますが、源泉徴収する税額は、支払いの都度、「給与所得の源泉徴収税額表」を使って計算します。

この税額表には、「月額表」、「日額表」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の3種類があります。

月額表には、給与の支払い形態によって甲欄、乙欄、丙欄（日額表のみ）を使用します。

「給与所得者の扶養控除等申告書」が提出されている場合には「甲欄」、提出がない場合には「乙欄」で税額を求めます。

「丙欄」は、「日額表」だけにあり、日雇いの人や短期雇い入れるアルバイトなどに一定の給与を支払う場合に使用します。

パートやアルバイトなど正社員以外の人に給与を支払う際に源泉徴収漏れが多く、源泉徴収する税額は、一般の社員と同様に「給与所得の源泉徴収税額表」の「月額表」または「日額表」の「甲欄」または「乙欄」を使って求めます。

ただし、給与を勤務した日または時間によって計算していることのほか、下記のいずれかの要件に当てはまる場合には、「日額表」の「丙欄」を使用します。

- ①雇用期間があらかじめ定められている場合には、2カ月以内であること
- ②日々雇い入れている場合には、継続して2カ月を超えて支払いをしないこと

つまり、パートやアルバイトに対して、日給や時間給で支払う給与は、あらかじめ雇用契約の期間が2カ月以内と決められている場合には「日額表」の「丙欄」を使用します。

ただし、期間延長や再雇用によって2カ月を超えてしまう場合には「丙欄」を使うことはできませんので、ご注意ください。

なお、日給が9,300円未満の日雇いや短期（2カ月以内）のアルバイト等のケース、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していても、月給または日給が一定額未満のアルバイト等のケースには、源泉徴収をする必要がありません。

上記の一定額未満とは、扶養親族が0人の場合は月給88,000円未満（日給では2,900円未満）では源泉徴収をする必要がありません。

扶養親族の人数によって、一定額未満の数字は異なりますので、税額表をご確認ください。



## （注 意）

上記の記載内容は、平成27年8月18日現在の情報に基づいて記載しております。今後の動向によっては、税制、関係法令等、税務の取扱い等が変わる可能性が十分ありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。



# イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

## シリーズ43. 「交際費の基準」

前回は、「交際費が同業他社と比べて多額なので、半分にします。」という否認指摘の“半分にします”という部分に着目し、「推計課税」について説明しました。

今回は“交際費が同業他社と比べて多額”という部分に着目し、多額であれば、経費（損金）にならないのかということについて説明したいと思います。

法律では、法人における交際費を次のように定めています。

### 租税特別措置法第61条の4（交際費等の損金不算入）

3 第1項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。

つまり交際費とは、「法人が支出する経費」のうち、「接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」を指します。

ですから、法人が支出するものであって、それが取引先などを接待するものであれば（損金になるための上限金額の範囲内で）経費になるというわけです。

では、なぜ調査官が同業他社と比べて否認指摘してくるのでしょうか？それは、役員報酬や役員退職金と混同しているからだと思われま

### 法人税法施行令第70条（過大な役員給与の額）

内国法人が各事業年度においてその役員に対して支給した給与の額が、当該役員の職務の内容、その内国法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等に照らし、当該役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額

このように、役員報酬や役員退職金は、「法律的に」同業他社と比べて異常に高い場合には、損金にならないという規定があります。ですが交際費にはそのような規定はありませんから、同業他社と比べて多額であることを理由に否認することはできないのです。

参考文献： ■ ゆりかご倶楽部 ■ 税のしるべ

## 年末調整の季節が来ます

年末調整の計算は12月に行いますが、早めに準備に取りかかっていると、年末に慌てることのないでしょう。今月には税務署から手続書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってまいりましょう。



## あしがき

下田です。先日、姪っ子に誘われて、花みどり公園内にあるドッグランに行きました。このランは大型犬用と小型犬用の2区画が有り、ノーリードでのびのび遊ばせることが出来ます。我が家の犬は超大型犬の犬種にあたり、初ドッグランだったので、みんなと仲良く出来るかな？と少しドキドキしましたが、モモちゃん、ベルちゃんと友達になりました。みんな優しい女の子達で穏やかに遊んでいましたよ。ぜひ、また行きたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営戦略  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島  
動画による  
ニュース解説配信中！

